

市第 130 号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 2 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年 3 月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

阿久和富士見小金台公園	分区園
-------------	-----

別表第 2 の 2 中

宮沢町第二公園（プール及び子供用プールに限る。）	を に改める。
阿久和富士見小金台公園	

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成32年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- この条例による改正後の横浜市公園条例の規定に基づく阿久和富士見小金台公園を供用するために必要な行為は、この条例の施

行前においても行うことができる。

提 案 理 由

阿久和富士見小金台公園について、公園の有料施設を設置するとともに、指定管理者に管理を行わせるため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表第1（第7条第1項）

有料施設

有料施設の属する公園の名称	有料施設の種別
（省 略）	
瀬谷本郷公園	野球場 庭球場
<u>阿久和富士見小金台公園</u>	<u>分区園</u>

別表第2の2（第16条第1項、第28条の2第1項及び第5項）

名 称	位 置
（省 略）	
（省 略）	
宮沢町第二公園（プール及び子供用プールに限る。）	横浜市瀬谷区
<u>阿久和富士見小金台公園</u>	